

2013 年 4 月



Contents/ 目次

税務政策法および、2013 年予算法で導入された新税制	2
スペイン労働法の 2 つの新規則	8
元気なスペイン中堅企業	10

KPMG コンタクト

今回のスペインビジネストピックス Vol.6 では、次のテーマを取り上げました。

税務政策法および、2013 年予算法で導入された新税制

税法 16/2012 および、2013 年国家一般予算法 17/2012 が導入した
主な税法上の変更点

スペイン労働法 2 つの新規則

- 集団解雇、雇用契約の中止、勤務時間の短縮に関する規則
- 集団解雇に際する会社の経済的醸出に関する新規則

元気なスペイン中堅企業紹介

不況下で売上げを伸ばす食品製造業 3 社の紹介

**Global
Japanese
Practice in
Spain**

税務政策法および、2013年 予算法で導入された新税制

国家財政の強化と経済活動促進のための様々な税務政策を採用した税法 16/2012（以下、税務政策法）および、2013 年国家一般予算法 17/2012（以下、予算法）が昨年 12 月に公布されました。以下にこの 2 法が導入した主な税法上の変更点を列記し、一般的に重要と考えられるものについて概要を解説します。

1.- 個人所得税

1.1.- 住宅購入に関する税額控除の廃止と移行措置

1.2.- 賭博等の利益に適用される新税制

1.3.- 資産の譲渡損益（キャピタルゲイン、キャピタルロス）において、その所有期間が一年以下の場合の課税方法の変更

2013 年 1 月 1 日以降、一年超の期間所有した資産の譲渡損益のみを個人所得税の貯蓄資産所得として扱うことができ、一年以下の場合には一般所得として課税標準額に含まれ、累進課税税率を適用し納税する。所得の合算および相殺について次のように規則が変更された。

- a) 所有期間が一年以下の譲渡損益は、資産の譲渡または資産評価増額ではなくそれ以外の資産関連収入とされ合算される。
- b) 上記損益の合算の結果が損失になる場合、この損失額は、その他所得の合計額の 10%まで相殺できる（本改正前は 25%まで）。
- c) 前述の相殺後に相殺出来なかった損失残がある場合、個人所得税法の相殺一般規定に従って続く 4 年間に繰越相殺が可能。

加えて、本規則への移行措置として次のような規則が定められた：

- a) 所有期間が一年以下の資産の譲渡損益の繰越損失の取り扱いについては、2013 年 1 月 1 日時点で改定前の措置（2009 年～2012 年に発生した）により相殺可能な繰越損失とされていた場

合には、貯蓄資産損益の所得と引き続き相殺可能とする。

- b) 会計年度 2009 年～2012 年における譲渡（または評価増額）によらない資産所得の損失は、一般収益と所得に対して従来通り 25%を限度に相殺が可能。また、2009 年～2012 年に発生した相殺可能損失額は 2013 年 1 月 1 日以降に発生した相殺可能損失額と合算することができるが、いかなる場合も課税標準額の 25%を超えることができない。

1.4.- 現物給与（住宅の支給）に関する特別評価規定の変更

2012 年 12 月 31 日までは、会社が費用を負担し従業員へ支給する場合、現物給与分として算出する税務上の所得算入額は住宅公示価額の 10%とされていたと共に（1994 年 1 月以降公示価額に再評価が行われた不動産の場合は 5%）、その算入額は当該従業員の年間給与所得の 10%を限度とされていた。

今回の変更により 2013 年 1 月 1 日より、雇用主が実際に負担する賃貸費用が現物給与分とされ、同費用には雇用主が賃貸の際に負担するその他の費用（付加価値税、共益費、火災保険等）なども含まれることとなった。例外として、公示価格の 10%又は 5%を適用する昨年度までの算出方法が、会社の負担費用実費を超える場合は従来の算出方法が適用される。

ただし、移行規定として 2013 年度の課税期間中は、住宅物件資産が会社の所有物でなく、且つ、会社が 2012 年 10 月 4 日以前に従業員に使用許可していた住宅に対しては旧規定の継続適用が可能。

1.5.- 自営業者の雇用創出・雇用維持に対する特別減税の延長

1.6.- 新しい通信・情報技術を従業員が使うための研修費用・投資

2007 年～2012 年に個人所得税および法人税に適用された、新しい通信・情報技術を従業員が使用するための訓練費用と投資に関する措置が、2013 年中も延長される。

この費用は個人所得税では今まで通り研修費用とみなされ（所得控除）、法人税では税額控除の対象。

1.7.- 不動産売却益等キャピタルゲイン算出のための取得価格の修正係数の変更

1.8.- 解雇・離職による補償金に対する課税

2013年1月1日付で、解雇・離職に関わる“高額の”補償金について増税が図られる。

雇用関係・商業上関係(会社と役員間の契約等)の解消によって支給される補償金額が、通常の支給額を超える場合の特別所得としての扱い方が変更され、40%の所得控除の適用方法が次の条件において適用されることとなった；

- 改正前と同様に、当該所得控除は年間最高300,000ユーロまで適用出来る。補償金が700,000ユーロまでは300,000超える部分には100%課税。
- 補償金が700,000.01ユーロ～1,000,000ユーロの場合、当該所得控除は収入額と700,000ユーロの差額から300,000ユーロを差し引いた額に適用される(つまり、所得控除対象額が300,000ユーロから0ユーロまで漸次減少するしくみ)。

さらに1,000,000ユーロを超える補償金については40%の特別所得控除はまったく適用できないこととなった。

他方、後述の4.2の法人税法においても、雇用・商業上関係の解消にかかる補償金費用の控除制限が定められたことにも注意。

1.9.- 居住地変更の際の課税所得の取り扱い

1.10.- 年金プランの負債積立に関する課税義務

2012年12月31日まで、事業主の年金プランに対する特定の支出・積立金は、個人所得税法上は任意納税義務であった。

会社の従業員全体への福利厚生ではない集団保険契約の場合、保険料支払い残額に関して保険契約の終了までの支払いを採用することが任意課税の要件であるが、一方、保険契約が退職年金、補償、死亡、職能不能状態を補償しない場合は課税対象となる。

2013年1月1日以降、集団解雇の枠組みで契約された団体保険の場合を除き、一企業、納税者当たり年間100,000ユーロを超える額に対しては、常に課税対象となる。

2.- 資産税

資産税は、2014年以降はその納税と申告の義務を廃止したが、2013年度中は引き続き有効。いずれにせよ、この税金は各自治州が立法権を持つので、州ごとに税制を参照のこと(例えば、マドリードの居住者は、100%割戻しの制度があるので資産税を支払わない)。

3.- 相続・贈与税の変更

4.- 法人税

4.1.- 減価償却の控除制限

2013年、2014年度中に開始する課税期間において、減価償却の控除を部分的に制限する方策が大企業¹向けに臨時導入される。この方策は小規模会社の法人税適用条件を満たす会社は対象とならない。

2013年、2014年度中に開始する会計年度における、有形・無形固定資産および投資不動産の減価償却は、規定の減価償却可能額の70%まで控除可能(30%は法人税所得加算調整)。

これはまた、ファイナンスリース契約特別税制の償却も同様としている。

この両年度に控除できない会計上の減価償却費用については、2015年に開始する最初の課税期間以降、10年間またはオプションとしてその耐用年数の間、定額減価償却控除される。

最後に、この制限は、税務当局の通達・承認を得た特別償却の対象資産、また、自由償却される資産には適用されないことに留意。

*¹ 前年度12ヶ月間の純売上高が10百万ユーロ以上の会社を大企業とみなす。商法第42条で規定される企業グループの一部を構成する会社については、グループ全体の純売上高を考慮しなければならない。よってスペイン居住の日系企業の関連会社は税法上大企業となることが多い。

4.2.- 雇用関係または商業上の関係の解消から生じる(補償金等の)費用の控除可能制限

2013年1月1日以降、雇用関係の解消、または商業関係(株主総会が会社の代表として任命する代表取締役、役員会取締役などと会社の契約関係)の解消、あるいは両関係の解消で発生する補償金等の費

用が、それが複数の課税期間に属するものであっても、受領者単位で 1,000,000 ユーロを超える場合、または個人所得税で免除される額を超える場合、法人税上控除不可能な経費となる。

法人税法上控除可能かどうかの決定には、(商法第 42 条にある条件を満たす同じ企業グループを構成する) グループ企業が支払った金額も参考し合算される。

当規定は、2013 年 1 月 1 日以前に解消された雇用・商業上の関係に関わる費用には適用されない。

4.3.- 小規模企業の雇用維持・新規雇用創出による法人税減税の延長

4.4.- 新しい通信・情報技術を従業員が使うための研修費用・投資

従業員の新しい通信・情報技術の利用を促すため、その訓練費用および投資に対しての職業訓練費用税額控除が 2013 年まで適用延長となった。

4.5.- 不動産売却益等キャピタルゲイン算出のための取得価格の修正係数の変更

4.6.- 分割納税の算出方法と最低額

2013 年中に開始の課税年度において、2 種の法人税の納税方法のうち、過年度の法人税納税額に応じて分納する「予定納税」方式の場合はその税率は 18% であり、納税者が適用出来る税額控除および減税措置は全て考慮して算出される。

他方、いわゆる当該年度の所得に応じて分納する「期中納税」方式の場合は、会計年度の 3 ヶ月、9 ヶ月、11 ヶ月の所得に応じて納税額を算出し、その税率は次の通り：

- 前年度の純売上高が 10 百万ユーロ未満の場合、据置きの 21%。これは、中間納税方式を選択した売上高が 6,010,121.04 ユーロを超えない法人にも適用となる。
- 前年度の純売上高が 10 百万ユーロ以上 20 百万ユーロ未満の場合は 23%。
- 前年度の純売上高が 20 百万ユーロ以上 60 百万ユーロ未満の場合は 26%。
- 前年度の純売上高が 60 百万ユーロ以上の場合は、29%。

付加価値税法第 121 条に従って計算された 2013 年中の課税期間開始日より直前の 12 ヶ月間の取引高が 6,010,121.04 ユーロを超える納税者は、以上で述べた方法の適用が義務付けられる。

4.7.- 法人税その他変更点に、住宅賃貸業の特別税適用条件、ファイナンスリース契約にもとづく収益認識方法などがある。また資産再評価については 6 を参照

5.- 不動産投資上場株式会社 (SOCIMI) の商法・税制改正

6.- 資産再評価特別政策

法人税、個人所得税（経済活動を行い商法上の会計帳簿の作成を義務づけられた個人:自営業者）、さらにスペインに恒久施設をもつ非居住者税など、すべての納税義務者が対象となる（任意適用）資産再評価にかかる税法が導入された。

6.1.- 再評価の対象となる資産

次の挙げる資産について再評価が可能：

- a) スペイン国内外の有形固定資産および不動産投資。スペインに恒久施設をもつ非居住者については、その恒久施設に再評価対象の資産が含まれること。
- b) リース契約により購入したとみなされる有形固定資産、投資不動産で、その契約解消時に購入オプションの行使可能なもの。
- c) 2010 年 12 月 23 日付け、法令 3362/2010（公的営業代理権を有する企業に関わる一般会計基準）に沿った会計基準の適用義務のある営業代理権を有する法人で、無形固定資産として登記をされた営業権（のれん等）。

再評価を行なう場合には、不動産資産を除く該当資産はそのすべてに再評価を適用しなければならない。資産の減価償却にもその再評価を反映させる必要がある。

不動産に関しては、土地と建物を分けて個別にその再評価を行なう。

2012 年 12 月 28 日以降の初めての決算における貸借対照表、または、商法上会計帳簿の所持が義務付けられる個人営業の個人所得税納税者の場合は

2012年12月31日付の決算書において、再評価対象となりうる、税務上の減価償却が完了していない資産について、再評価の実施をすることができる。

6.2.- 再評価の実施： 算出方法

資産の再評価は、次の手順で実施される。

- a) 資産の取得価格または製造コスト、さらにこれらに対応した減価償却額に対し、それら資産の取得年、製造年、修繕・改善が行われた年、減価償却については税務上控除した年にそれぞれ応じて定められる指数を乗ずる；
- b) 前述の指数を乗じた資産額から、資産残高を差し引く；
- c) 納税者の負債に対応する指数（“指數 k 数”）を乗ずる

1996年の再評価に関する勅令法に従って再評価された資産については、購入価格と税務上控除された償却額に指數を乗じ、当時の再評価で発生した価格の純増額は、ここでは考慮されない。

金融業者および保険業者の場合、特別税法が先に導入されており、ここでの不動産の再評価は考慮に入れない。

上述の規定内容を要約すると、再評価の指數を乗じて得られた新しい資産価格（a）から、その実施前の正味価額を差し引き（b）、その結果に、次の要領で決定される負債指數（“指數 k 数”）をかける（c）；

- 分子： 純資産
- 分母： 純資産+負債合計-（債権+現金同等物）

前述の計算から算出される商=（“指數 k 数”指數の役割を決定するにあたり、資産を所有していた期間、または再評価の貸借対照表の日付から5年さかのぼる期間、滞留期間の考慮が必要。資産を所有している期間が5年未満の場合、納税者はこの指數の適用可否を選択できる。

この指數は結果が0.4を超える場合は適用されない。個人所得税納税者もまたこの指數を考慮に入れない。

ここで該当する場合は、前述の計算の結果の金額から、1996年実施の再評価から生じた価値の純増額を差し引く。

ここまで算出された金額を、資本の部では“2012年資産再評価法に基づく再評価積立金”と呼ばれる勘定項目に計上し、資産の部においては、再評価実施前の資産価額に合算し、再評価された新たな資産価額を決定することとなる。

再評価積立金は借方計上されることはない。

再評価積立金は、自己資本の一部を成す。経済活動の会計記録の保持が義務付けられる個人所得税納税者は、再評価の金額は、帳簿上投資財産に計上する。

- 再評価された資産価額は、技術的かつ経済的消耗に応じた使用状態、および納税者の使用を考慮に入れ、市場価格を上回ってはならない。

6.3.- 正味増加額の減価償却

再評価実施後の正味増加額は、資産の更新・拡張・修繕などの場合と同様に、税務上、2015年1月1日以降開始の最初の課税期間から、その資産の耐用年数の間償却する。

6.4.- 再評価の期限

再評価は、6.1で述べた貸借対照表の決算日から、その財務諸表承認の期限までに実施される。

法人については、更新された資産価額は管轄の公的機関の承認が必要である。

個人所得税納税者の場合は、2012年12月31日から2012年の個人所得税申告期間の終了日までの間に再評価を実施する。

6.5.- 再評価の単一税率

- 再評価を行なう納税義務者
納税者は任意に再評価を実施できる。

• 課税標準額

任意選択の場合の課税標準額は、“2012年資産再評価法の法の再評価積立金”項目の貸方残高。

会計帳簿の所持が義務付けられる個人営業の個人所得税納税者については、単一税率は、再評価された資産の純増額に課税。

- 単一税率
5%

•課税取引の発生時

法人の場合、貸借対照表が法人の所轄機関(株主総会)に承認される時点、個人の場合は再評価貸借対照表の作成時。

経済活動の会計帳簿の所持が義務付けられる個人所得税納税者の場合、この課税取引の実行は、2012年12月31日と理解される。

•納税日

再評価が実施された貸借対照表に対応する課税期間の法人税申告書の提出日が納税期限となる。個人所得税納税者の場合は、2012年課税期間の所得申告の提出期限。

•申告と納税

この税金は、再評価の実施が含まれる貸借対照表の課税期間の法人税の申告、または、個人所得税の場合は2012年課税期間の個人所得税の申告と同時に納税される。この申告には、更新された貸借対照表及び大蔵省と行政が指定する補足情報を含む。

期限を過ぎての申告の提出は、再評価が無効となる。

この税金の申告様式は、大蔵省と行政の政令により承認される。

•会計と税務

税額は“2012年資産再評価法の再評価積立金”勘定項目に直接計上される。

法人税、個人所得税、非居住者所得税法上、当該税額は税務上控除可能費用とならない。

“再評価積立金”勘定項目の残高は、法人税、個人所得税、非居住者所得税の課税標準に計上されない。最後に、この税金は税金負債と認識される。

6.6.- 再評価積立金: 処分可能性とその目的

再評価積立金は、税務当局が確認し認可するまで処分不可能である。この確認は申告日より続く3年の間に実施される。

出資者または株主が法人から離脱する権利を執行する場合や、特定の会社再編成実施の結果として残高が削減される場合、あるいは会社が法的義務により残高を充当しなければならない場合は、再評価積立金残高が処分可能とはみなされない。

行政当局の公式な確認の後、再評価積立金が減額された場合、差引残高に相当する税額が国から還付される。この規則は、個人については、評価の純増額の減額の場合に適用される。

確認の後、あるいは該当期間の経過後、当該残高は次の用途で処分可能。

• 会計上の損失の相殺

• 資本金の増資

• 再評価がなされた貸借対照表決算日より10年経過後は、処分可能な任意積立金となる。

ただし、再評価された資産が完全に償却した時点、譲渡、処分などで貸借対照表から除却された場合は直接・間接的な処分が可能となる。

前述の積立金は、法人税法上の配当金の二重課税控除と、個人所得税法上の免税（配当金およびキャピタルゲイン1,500ユーロまでの免税）の取り扱いを受ける。

上記規定以外の様々な目的への積立金の処分、または当局承認前、その期間経過前の処分高は、それを行う課税期間の課税標準へ加算され、当該額は、過年度損失と相殺できない。

当該項目の処分制限と、残高の処分に関する規則は個人所得税納税者には適用されない。

6.7.- 損失と減損

当該再評価資産の譲渡から生じた損失または価値の減損は、課税標準にマイナス算入され、再評価積立金勘定の残高から差し引かれる。積立金残高は処分可能となる。

これは個人所得税納税者には適用とならない。

6.8.- 年次財務諸表の注記への開示内容

会社の資産に再評価された資産が含まれる会計年度の財務諸表の注記には、再評価の基準に関する情報、再評価の金額、再評価の積立金勘定の変動、および必要に応じて、再評価の変動根拠の説明を加える。

この開示義務の不履行は、重大な税務違反とされ、情報が含まれていない該当4年間の記載漏れのデータ毎に年間200ユーロ、続く2年間はデータ毎に年間1,000ユーロの定額罰金が、積立金勘定の

合計残高の 50%を最高に科せられる。この罰則金は、一般税法 (LGT) 58/2003 (12月 17 日付) 第 108 条 3 項に従って軽減される。

さらに、この情報開示義務の重大な不履行は、義務不履行が発生した、時効となっていない課税期間の中で最も古い課税期間の課税標準高にこの再評価積立金残高を合算することになる。またこの残高は過年度の税務上累積損失と相殺できない。

7.- 付加価値税 (IVA)

7.1.- 共同所有物件の共同体に所属する個人への不動産売却

7.2.- 課税標準額の変更（分割払いの場合など）

7.3.- 欧州共同体の特定内部取引の課税(発生)時点の変更

7.4.- インボイス作成に関する義務についての変更

インボイスの形式のうち、付加価値税法から代替インボイス（領収書など）のコンセプトは消滅した。（領収書の形式は依然として付加価値税控除不可）付加価値税の規則は電子インボイスの新規則に適合された。

さらに、顧客または第三者による SELF インボイス作成に関わる履行義務であった事前の両者の合意は書面によらなくてもよいとされた。

7.5.- 経済的利益連合・団体および非営利法人のための免税に関する変更

7.6.- 社会事業法人の特定事業の免税に関する変更

7.7.- ファイナンスリース契約に関する付加価値税免税の変更

8.- カナリア諸島一般間接税

8.1.- カナリア諸島一般間接税と資産の有償譲渡に関する資産移転税の両立性

8.2.- 資産の提供に関わる概念の拡大

8.3.- 課税行為の実行場所

8.4.- 課税の発生

8.5.- 課税標準額の決定についての特別規定

8.6.- 控除の権利

9.- 資産移転税・法文書税

10.- 特別税

10.1.- 2012 年 12 月 31 日付特定の炭化水素（石油と天然ガス）の小売売上税の自動清算納税

10.2.- タバコ税率の変更

10.3.- 燃料向け液化石油ガス (GLP) 適用税の変更

10.4.- 欧州共同体加盟国（スペイン外）登録車両の免税

11.- 特定イベントに適用される優遇税制

2013 年予算法は、以下の事象について、非営利法人の税制と文化活動支援企業への優遇税制に関する法律 49/2002 (12月 23 日付) の規定に従い、公共の利益としている：

- ・“第 3 回バルセロナ・ワールドレース”開催（2013 年 1 月 1 日～2015 年 9 月 30 日まで）
- ・“2016 年リオデジャネイロオリンピック”大会のためのスペイン選手の準備（2013 年 1 月 1 日～2016 年 12 月 31 日）
- ・“サンフランシスコ・デ・アシス～サンチャゴ・デ・コンポステーラ巡礼路 800 周年記念活動”
- ・“2015 年アビラ サンタ・テレサ生誕 500 年記念”（2013 年 1 月 1 日～2015 年 12 月 31 日）
- ・“2013 年 フニペロ・セラ年”（2013 年 1 月 1 日～2013 年 12 月 31 日）
- ・世界一周ヨットレース “アリカンテ 2014” の出航イベント（2013 年 1 月 1 日～2015 年 12 月 31 日）
- ・“聖マリアーノ年”（セビージャ市、2013 年 6 月 1 日～2014 年 5 月 31 日）

予算法により、上述のイベントに関しては、法律 49/2002 に定められる最大の優遇税制が適用される。

12.- 地方税

13.- 法的金利と遅延利子

スペイン労働法の 2 つの 新規則

2012 年 3 月の労働法改正に関連して、詳細規則が昨年 2 法発布されました。その変更点について列記します。

- 集団解雇、雇用契約の中断、勤務時間の短縮に関する規則
- 会社・企業グループに利益があり、50 歳以上の従業員に影響する集団解雇に関する、会社の経済的醸出に関する新規則

I. 集団解雇、雇用契約の中断、勤務時間の短縮に関する規則

- **集団解雇に必要な情報 :** 集団解雇に関する労使協議期間の開始時点で提示すべき、技術上、会計上の報告書など特定の書類について分類、具体化した。
- **雇用調整に付随する、従業員のための社会対応措置と社外再就職対策 :** 解雇を回避、減少させるために考えられる広範囲かつ柔軟な種々の対策をあげている。企業グループ内部・外部への再就職、配置転換、基準外給与など。
- **労働検査局 (Inspección de Trabajo) の調査報告書:** 労働・社会保障監督局は、雇用調整手続きについて、書類が完備しているか、労使協議期間が厳守されているか等、その経過に関する報告書を発行する。労働当局への協議期間終了の通知から 15 日以内に発行することとした。
- **労使協議期間:** 集団解雇の協議期間中の労使間会議の開催方法の詳細が規定され、合意によって別に規定しない限りこれに従う。
- **労使協議期間の終了、労働当局への会社の従業員解雇意志の通知期限:** 労使協議期間が終了した時点で、経営者は労働当局へ協議結果を報告しなければならず、その際すべての労使合意文書のコピーを添付する。また、協議開始時に当局へ報告済みの情報が終了時に見直された場合は変更点を明示するものとする。

また、労働者代表に対し常に、会社の従業員解雇に関する意思の伝達義務がある。通知期限は、協議期間の最後の労使間会議から 15 日以内。

• **経済的、技術的、組織上または生産上の理由による労働契約の中断と勤務時間の短縮:** 集団解雇の概要に沿って、同様の情報提供義務がある。会社が一時的な経営状態を克服するために採用する、労働契約の中断・勤務時間の短縮の方策の適用範囲およびその期間について明記する必要がある。

• **解雇関連の報告の仕組み:** 雇用調整手続きに関連して、その実施の事前の失業手当給付機関への電子手段での報告、実施内容に応じた報告義務が具体的に規定された。

II. 会社に利益があり、集団解雇に50歳以上の従業員が含まれる場合の国庫金への経済的醸出

解雇で発生する失業手当の費用を補填するためには、該当する会社の国庫金への経済的醸出義務が、当新規則により規定・具体化された。

スペインの経済状況に合わせ、この規則では、2012年の改正労働法で導入された重要な項目について具体化した。労働人口の重要年齢層である50歳以上の従業員の雇用契約解消の定義、また同様に、利益の存在する会社についての定義、そこから、会社の経済的義務の存在とその負担範囲を決定する要素などが明確にされている。

社会保険について定めた法律27/2011のスキームに従い、現行法で従業員数100人以上で、利益のある会社または企業グループが、50歳以上の従業員を対象とする集団解雇を実施する場合、失業保険コスト・失業給付金・失業期間に對応する社会保険料などの費用のかなりの部分をカバーするために、会社（または企業グループ）は国庫金に経済的醸出を実施しなければならない。また同様に50歳以上の従業員が影響をうける一時雇用調整手続きに關連しその費用負担を定めた。

本規則の新しく重要な項目を以下に挙げる：

• **“50歳以上の労働者”の対象範囲 :** 本規定は、労働者が法的に対象範囲となる年齢かどうか

を決定するために考えられる様々な状況を特定している；

- 集団解雇の影響をうける従業員で、労使協議期間の終了後に労働当局に提出される会社の決定通知に記載されている解雇実施の予定期間内の雇用契約の消滅日に、**50歳**になっている従業員全て。
- 会社または同企業グループ会社の意向で、労働者憲章第49条1(雇用契約の解消)の記載とは異なる、労働者本人に関わる理由に属さないその他の理由のために雇用契約が解消され、その契約の解消が集団解雇開始の前後3年間のうちに発生した場合で、契約の解消日に年齢（**50歳**）に達している従業員。（主にいわゆる会社都合の解雇をさす）
- また同様に、会社が一時雇用調整の措置（雇用契約の中止と勤務時間の短縮）を実施し、それが**50歳**以上の従業員に影響し、その雇用調整の後、雇用契約の解消となった場合、その理由の如何にかかわらず、本規則が適用になることに注意が必要。但し、一時雇用調整措置の適用による従業員の法的失業状態の終了から雇用契約の解消までが1年未満の場合に適用となる。ここで会社が負担する従業員への給付は、契約中断の手当自体だけでなく、失業手当の回復日数権利分も含む、失業手当関連費用であることに留意する。
- **利益のある会社の定義**： 2007年に導入されたスペイン一般会計基準の年次財務諸表の損益計算書（通常・要約）で算出される当期損益が黒字となった場合、会社は利益を生んだとみなされる。（解雇実施前の2年度について）
- **予備情報**： 会社の国庫金への釀出義務を決定する諸情報およびその釀出金額の決定に必要な情報（従業員数、影響をうける**50歳**以上の従業員数、会社の利益など）について、:公共雇用局（Servicio Publico de Empleo）への通達は労働当局がするものと規定。
- **納付手続き**： 公共雇用局が納付金額の見積りを各会計年度に会社に送付し、会社は意義申し立てができる。会社の意義申し立てに対する

る当局決定で手続が終了するが、上告の余地が残る。

- **義務の譲渡可能**： 会社の譲渡などが発生した場合、当該義務が引き継がれる旨が明記されている。

従業員 100 名以上の会社が集団解雇に訴える場合、解雇される従業員に 50 歳を超える年齢層がいる場合は、大きな費用負担増となります。さらに集団解雇を実施した企業の、その前後の 50 歳以上年齢層の通常解雇、雇用調整後の解雇まで補填対象としたため 50 歳以上の雇用を強く保護することになりました。

元気なスペイン中堅企業

昨今スペインでは厳しい経済状況が続いていますが、そんな中、逆境下で成長している企業もあります。今号より、この数年売上げを大きく伸ばしてきている企業を業種別にピックアップし、“スペインの元気な中堅企業”と題して紹介したいと思います。

まずは、約 127 万件のスペイン企業のデータベース SABI から次の条件で企業リスト⁽¹⁾を検索しました。

- 活動中
- 売上高 10 百万-100 百万ユーロ
- 2011 年、2010 年度の対前年度売上高が 2 年連続で 10%以上増加
- 純利益プラス
- 株主はスペイン個人、法人

注 (1) スペインではすべての法人が財務諸表を商業登記する義務があり、登記された情報を用いた企業データベースサービスを使えば、ここ数年の企業の業績、財務状態の概要、監査対象であれば、その監査意見が検索可能。また検索条件により、目的に応じた企業情報リストが作成できる。

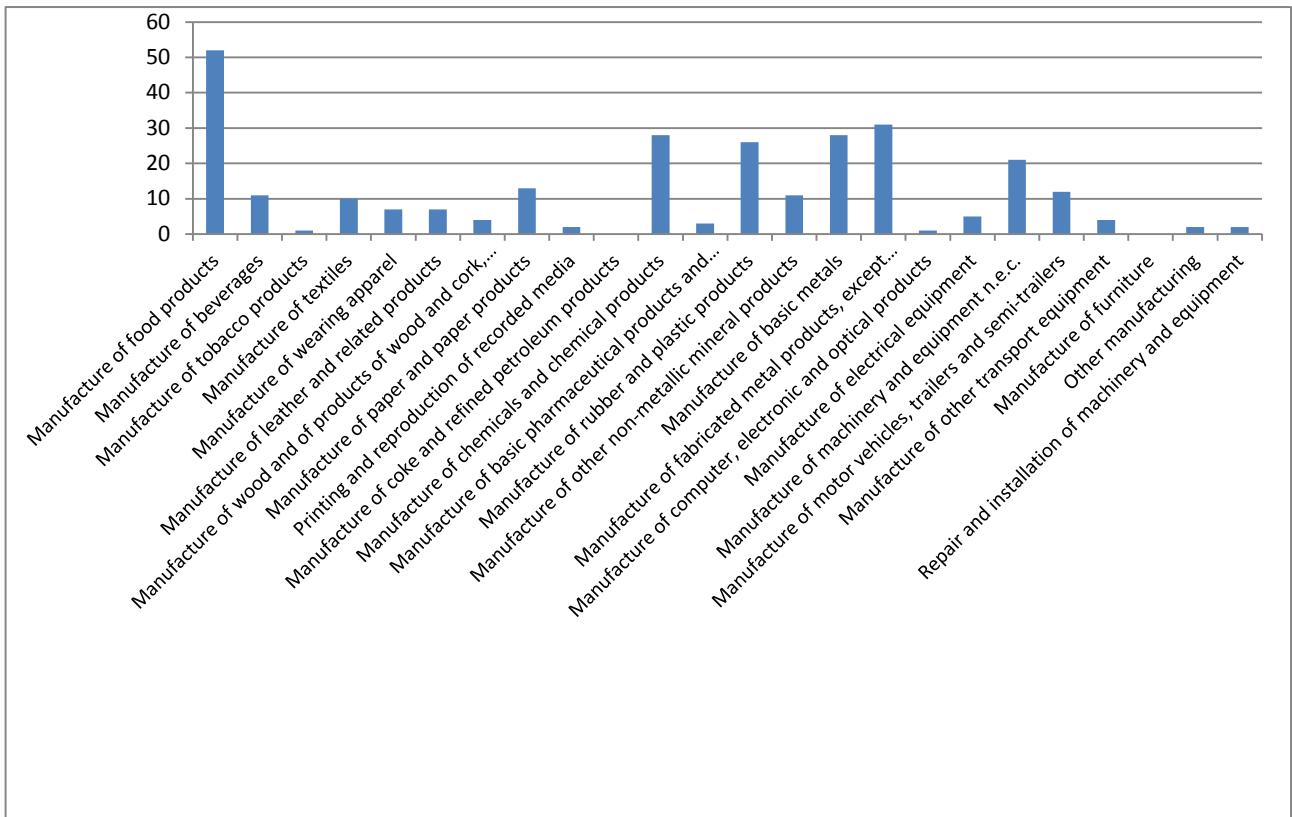
上記の条件でスペイン企業 810 社が検索されました。このリストから、EU 統計で使用されている NACE 産業 CODE を用い分類します。業種分類ではまず大きく（表 1）のようなデータとなっています。

この大分類では、製造業 281 社、販売業 292 社が多くを占めていますが、今回は製造業をさらに分類し、その中で目立った業種について調べていきます。製造業の内訳は、次ページ（グラフ 1）の通りです。

（表 1）

AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHING	19
MINING AND QUARRYING	3
MANUFACTURING	281
ELECTRICITY, GAS, STEAM AND AIR CONDITIONING SUPPLY	14
WATER SUPPLY; SEWERAGE, WASTE MANAGEMENT AND REMEDIATION ACTIVITIES	11
CONSTRUCTION	32
WHOLESALE AND RETAIL TRADE; REPAIR OF MOTOR VEHICLES AND MOTORCYCLES	292
TRANSPORTATION AND STORAGE	63
ACCOMMODATION AND FOOD SERVICE ACTIVITIES	10
INFORMATION AND COMMUNICATION	22
FINANCIAL AND INSURANCE ACTIVITIES	7
REAL ESTATE ACTIVITIES	3
PROFESSIONAL, SCIENTIFIC AND TECHNICAL ACTIVITIES	20
ADMINISTRATIVE AND SUPPORT SERVICE ACTIVITIES	21
PUBLIC ADMINISTRATION AND DEFENCE; COMPULSORY SOCIAL SECURITY	0
EDUCATION	1
HUMAN HEALTH AND SOCIAL WORK ACTIVITIES	7
ARTS, ENTERTAINMENT AND RECREATION	3
OTHER SERVICE ACTIVITIES	1
ACTIVITIES OF HOUSEHOLDS AS EMPLOYERS; UNDIFFERENTIATED GOODS- AND SERVICES- PRODUCING ACTIVITIES OF HOUSEHOLDS FOR OWN USE	0
ACTIVITIES OF EXTRATERRITORIAL ORGANISATIONS AND BODIES	0
	810

(グラフ 1)



ご覧の通り、製造業の内訳では、食品、金属、化学、ゴム産業が目立ちますが、今号ではその中でも特に顕著な食品製造業を取り上げ、2011年売上高TOP3（52社中）の企業について、その財務情報、当該企業WEB、新聞記事から成長の理由を探ってみます。

スペイン国内市場および世界的な不況の中での成長の理由は、たとえば次のような要因があると考えられます。

1. 競争力のある製品、サービス、ビジネスモデル、戦略で市場を切り開いている。新製品の投入、新しいサービスの提供、新規顧客の獲得に力を入れている。また輸出などを背景としている。
2. 市場自体の拡大を伴わないが、同業他社にくらべコスト競争力が優れ、既存市場で成長。
3. 上記と同様の条件で、買収、JVなどで事業統合をおこなっている。

以下、TOP3の会社別情報です。

1. ACEITES ABRIL, S.L. (Orense県)

家族経営のオリーブオイル製造メーカー。2011年度従業員数60名。1962年にマドリッド南部トレドで創業し、94年にスペイン北西ガリシア州オレンセに工場を移動。新聞情報（Expansión Galicia）によれば、2012年の売上高は100Mに達する見込み（対前年度+17.6%）。2013年末に向けて製造設備の拡大投資中である。

この会社のホームページによれば(5カ国語で作成)、国内外の主要な食品展に積極的に出品しており、日本のFOODEXにも2010年に出演した。スペイン外の輸出割合は40%、中国、日本にも輸出している。2011年の企業データベースでは輸出割合が30%となっており、輸出を拡大し売上げを伸ばしているものと推測できる。主要販売先には巨大スーパーもあがるが、販売拡大に対応するため、設備投資、原材料オリーブ生産仕入先農家の指導などを行っている。エコロジーな製品や、レストラン、グルメショップ向けの、香ばしく生食に向くアルベキナ種の100%ガリシア産オリーブオイルの発売を計画中。

	2011	売上利益率	2010	売上利益率	2009	売上利益率
売上高	85.731	100,00	75.285	100,00	65.399	100,00
EBIT	813	0,95	702	0,93	891	1,36
純利益	258	0,30	274	0,36	350	0,54
実効税率	29,88	-	31,33	-	29,01	-

2. MOSTOS VINOS Y ALCOHOLES, S.A. (Ciudad Real 県)

	2011	売上利益率	2010	売上利益率	2009	売上利益率
売上高	71.732	100,00	51.073	100,00	45.586	100,00
EBIT	8.405	11,72	-472	-0,92	1.567	3,44
純利益	2.771	3,86	-4.020	-7,87	-1.769	-3,88
実効税率	30,1	-	-30,19	-	-49,41	-

事業内容はワイン製造業で、Huerta 家グループの家族経営の中堅企業、2011 年度従業員数は 55 名。売上げは大きく伸びているものの、営業利益、純利益の変動が激しい会社である。2011 年スペイン国外への売上げに占める輸出割合は 24%。

財務諸表の注記によれば、売上の中に、ワイン・アルコールの製造の過程で出る植物原料を用いたバイオマス発電による売電の売上が約 60 %を占めている。2011 年は売電の売上 30% 増、ワイン等の売上もロシア、アジアへの輸出もあり 57% 増、輸出は 75% 増と大幅に増加。

2010 年度の営業損失の一因に、粗利率の大幅な低下があったが、注記では原材料等の仕入単価が上昇した理由などの情報は開示されていない。過去の発電設備投資、営業資金の必要性から、多額の借入による金融費用の負担が厚く、ワイン業界、エネルギーに関する補助金収入に収益源を得ていていることもあり、この会社の舵取りは多くの重要な外部要因に左右されると思われる。

3. PINSAGRO, S.A. (Lerida 県)

	2011	売上利益率	2010	売上利益率	2009	売上利益率
売上高	70.474	100,00	56.379	100,00	48.809	100,00
EBIT	466	0,66	337	0,60	394	0,81
純利益	133	0,19	118	0,21	84	0,17
実効税率	30,05	-	30,02	-	30,32	-

畜産向け飼料の販売会社で、従業員 7 名、利益が安定した会社である。売上のほぼ全てを 100% 親会社

Piensos Del Segre, S.A. (同一代表者) に販売している。事業の理解のためにも、親会社の財務情報もみてみる。

Piensos Del Segre, S.A.単体

(単位,000 Euros)

	2011	売上利益率	2010	売上利益率	2009	売上利益率
売上高	118.423	100,00	103.974	100,00	96.797	100,00
EBIT	2.439	2,06	2.407	2,32	1.416	1,46
純利益	2.046	1,73	2.592	2,49	2.696	2,79
実効税率	0,00	-	-41,43	-	-250,98	-

親会社の財務諸表も順調な売上げの増加、利益維持を示している。2011年度の従業員数は60名で、子会社などから供給される飼料を用いた、豚肉・鶏肉などの販売を行う。当社のWEBサイトによれば、食肉業界の重要な考え方として、最終商品である豚肉・鶏肉の品質維持・情報管理のために、飼育の過程の飼料の品質などのサプライチェーンの把握と品質維持をしている。

2011年度の連結財務諸表の営業報告書によれば、対前年度で、豚・鶏の出荷数の増加とともに、単価も10%上昇した。

食肉業界の消費者との最後の窓口である、巨大スーパー、共同仕入れ組合に向け、品質の高い、安全な製品の供給が要求される業界ではあるが、新規競合の参入の少ない業界とも考えられる。当社においては、コストの上昇を価格に反映させ、利益を維持したようだ。

次号では化学・製薬業界の企業を取り上げる予定です。

KPMG CONTACTS

KPMG Global Japanese Practice in Spain

Madrid

Director 蒲原 俊一郎 Shunichiro Kambara
E-mail: skambara@kpmg.es

Secretary 松原 文 Aya Matsubara
E-mail: amatsubara@kpmg.es

KPMG Madrid
Edificio Torre Europa
Paseo de la Castellana, 95
28046 Madrid, Spain
Tel: +34 91 456 3432

Barcelona

Manager 飯田 孝一 Koichi Iida
E-mail : kiida@kpmg.es

KPMG Barcelona
Torre Realia
Plaça d'Europa, 41-43
08908 L'Hospitalet de Llobregat
Barcelona, Spain
Tel: +34 93 256 2946

The information contained herein [or insert the name of the publication, newsletter, or other mailing] is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

本情報は一般的なケースについて記載しており、個別のケースに沿った調査結果を報告するものではありません。また弊社は正確かつタイムリーな情報の掲載に勤めますが、必ずしもそれを保証するものではありません。 また本情報は個別のケースごとの専門家のアドバイス無しに適用をすべきものではありません。

© 2013 KPMG, S.A., a Spanish corporation, is a subsidiary of KPMG Europe LLP and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.